

奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十六号

奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十条を次のように改める。

第十条 削除

附則第六条中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第六条及び第十条に規定する指定障害者支援施設については、平成三十三年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。